

埼玉県下の名誉市民条例(市葬に関する条例調査)

2012.07.25 現在
川口市民オンブズマン

市	市葬の有無など		条例内の市葬に関する記載内容
川口市	公葬	有り	第7条 名誉市民に対しては、規則で定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。 2 前項に規定するもののほか、名誉市民が死亡したときは、議会の同意を得て公葬を行うことができる。
行田市	公葬	有り	第5条 名誉市民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 弔詞、弔花、弔慰金を贈ること。 (2) 功績碑を建てること。 (3) 特に市議会が決議し、本人の遺族の承認を得て、公葬を行うこと。
東松山市	公葬	有り	第5条 名誉市民が死亡したときは次の待遇をすることができる。 (1) 弔詞、弔花、弔慰金を贈ること。 (2) 功績碑を建てること。 (3) 特に市議会が決議し、本人の遺族の承諾を得て、公葬を行うこと。
草加市	公葬	有り	第6条 名誉市民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること。 (2) 特に市議会が決議し、本人の遺族の承認を得て公葬を行うこと。
越谷市	公葬	有り	第7条 名誉市民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 弔詞、弔花、弔慰金を贈ること。 (2) 特に市議会が議決したときは、市長は市公葬を行なうこと。 (3) 功績碑を建てること。
久喜市	公葬 弔慰金 弔辞 弔花	有り	第5条 名誉市民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 弔辞、弔花及び弔慰金を贈ること。 (2) 功績碑を建てること。 (3) 本人の遺族の承諾を得て公葬を行うこと。
北本市	公葬	有り	第6条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇を与えることができる。 (1) 市の公式式典への参列 (2) 市が刊行する出版物の贈呈 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたこと。 2 前項に規定するもののほか、名誉市民が死亡したときは、市議会の同意を得て公葬を行うことができる。
八潮市	公葬	有り	第6条 名誉市民に対しては、規則で定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。 2 前項に規定するもののほか、名誉市民が死亡したときは、市議会の同意を得て公葬を行うことができる。
桶川市	公葬 弔慰金 弔辞 弔花	有り	第5条 名誉市民が死亡したときは、次の待遇の一部又は全部をすることができる。 (1) 遺族の承諾を得て公葬を行うこと。 (2) 弔辞、弔花、弔慰金を贈ること。 (3) 功績を顕彰する方途を講ずること。

さいたま市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典等への招待 (2) 前号に掲げるもののほか、名誉市民にふさわしいと市長が認める待遇
川越市	弔意表明	無し	第四条 名誉市民に対しては、次の待遇及び特典を与えることができる。 二 死亡したとき、相当の礼をもつてする弔意の表明
熊谷市	弔慰金	無し	第5条 名誉市民が死亡したときは、市は、弔慰金を贈り、弔慰を表するものとする。
秩父市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に関する便宜の供与 (3) 名誉市民としての栄誉を維持するために必要な特典を与えること。 (4) その功績を永く伝える方法を講ずること。 (5) その他市長が必要と認める待遇
所沢市	弔意表明	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇及び特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 死亡したときは、相当の礼をもつてする弔意の表明 (3) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (4) その他市長が必要と認める特典
加須市	弔意	無し	第3条 名誉市民に対し、次の待遇をすることができる。 (1) 市の公の式典の参列 (2) 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (4) その他市長が必要と認める特典
本庄市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公式の式典への招待 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた特典又は待遇
春日部市	弔慰金	無し	第5条 名誉市民に対しては、規則で定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。 一部改正〔平成22年条例3号〕 第4条 条例第5条に規定する待遇は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市の公の式典等への参列 (2) 市勢要覧その他市政に関する刊行物の贈呈 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。 2 前項に規定するもののほか、名誉市民となった者が死亡したときは、弔慰金を贈ることができる。

狭山市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては次の各号に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (3) その他市長が必要と認めた特典
羽生市	弔慰	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設使用に対する便宜の供与 (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4) その他市長が必要と認めた特典又は待遇
鴻巣市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (3) その他、市長が必要と認めた特典又は待遇
深谷市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (3) その他市長が必要と認めた特典又は待遇
上尾市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (3) その他市長が必要と認めた特典
蕨市	無し	無し	第6条 名誉市民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市長の定める市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3) その他、市長が必要と認める特典又は待遇
入間市	弔意表明	無し	第4条 市は、名誉市民に対し、次に掲げる待遇又は特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市の施設の使用に係る便宜の供与 (3) 死亡した場合に相当の礼をもってする弔意の表明 (4) その他必要と認めた待遇又は特典
朝霞市	見舞弔慰	無し	第3条 名誉市民に対し次の待遇をすることができる。 (1) 市の公の式典の参列 (2) 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3) 疾病死亡の際における相当の礼をもってする見舞弔慰

和光市	無し	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる特典又は待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) その他市長が必要と認める特典又は待遇
富士見市	弔意表明	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。 (1) 市の公式の式典の参列 (2) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (3) 死亡したとき、相当の礼をもってする弔意の表明 (4) その他市長が必要と認める特典又は待遇
坂戸市	弔意表明	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の待遇及び特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 死亡したとき、相当の礼をもってする弔意の表明 (3) その他市長が必要と認める特典
幸手市	弔意表明	無し	第4条 名誉市民に対しては、次の各号に掲げる待遇及び特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明 (3) 市の施設の使用に対する便宜の供与 (4) その他市長が必要と認める特典
鶴ヶ島市	弔意表明	無し	第4条 市は、名誉市民に対し、次に掲げる待遇又は特典を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 死亡した場合に相当の礼をもってする弔意の表明 (3) その他必要と認める待遇又は特典
日高市	弔意表明	無し	第5条 市は、名誉市民に対し、次に掲げる待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 死亡したとき、相当の礼をもってする弔意の表明 (3) その他必要と認める待遇
吉川市	弔意表明	無し	第5条 市長は、名誉市民に対し、次の特典及び待遇を与えることができる。 (1) 市の公の式典への参列 (2) 市勢要覧その他市政に関する刊行物の贈呈 (3) 死去したときに相当の礼をもってする弔意の表明 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特典及び待遇
志木市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25 電話048-473-1111で確認済
新座市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25 電話048-477-1111で確認済
戸田市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25 電話048-441-1800で確認済

飯能市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.23	電話:042-973-2111で確認済
三郷市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25	電話048-953-1111で確認済
蓮田市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25	電話048-768-3111で確認済
ふじみ野市	無し	無し	条例が制定されていない。 2012.07.25	電話049-261-2611で確認済

埼玉県下39市の名誉市民条例を調査し下記により分類した。

1、名誉市民条例の有無。

-1、名誉市民条例が制定されている市の**合計数・・32市**

-2、-1、の32市で「**名誉市民条例が制定され、市葬に関する定めの有る市**」・・9市

-3、-1、の32市で「**市名誉市民条例が制定され市葬に関する定めの無い市**」・・23市

2、**名誉市民条例がない市**・・7市

3、調査方法

<http://www.metro.tokyo.jp/LINK/link3.htm>（東京都庁のウェブサイト）により検索し、不明な市については電話により直接聞き取りを実施した。

名誉町民、名誉村民、条例。(埼玉県郡部 町村の町葬、村葬に関する調査)

川口市民オンブズマン。 2012.07.27 現在

町、村	弔意など	公葬規程	条例内の町葬、村葬に関する記載事項
小鹿野町	有り	有り	第5条 名誉町民は、次の特典を受けることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 町の公の施設の使用料の減免 (3) 町葬 又は弔意の表明
白岡町	有り	有り	特に議会が決議をし、本人の遺族の承諾を得て公葬を行うこと。
松伏町	有り	有り	第6条 名誉町民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 弔辞、弔花又は弔慰金を贈ること。 (2) 特に町議会が決議したときは、町長は 町公葬 を行うこと。 (3) 功績碑を建てること。1件中、1～1件を表示しています。 「松伏町名誉町民 元松伏町長 故石川仁氏 お別れの会」が挙行されました(2011年10月26日 登録)概要: 去る6月23日(木)にご逝去された、松伏町名誉町民であり元松伏町長である故石川仁氏に対し、松伏町名誉町民条例に基づき、無宗教による公葬として「松伏町名誉町民 元松伏町長 故石川仁氏 お別れの会」が挙行されました。
伊奈町	無し	無し	名誉町民条例あり
三芳町	無し	無し	名誉町民条例あり
毛呂山町	無し	無し	名誉町民条例あり
越生町	参考記載 弔慰を表す場合は、町葬に準じて行うものとし儀式に用する費用として10万円以内を支出する。	無し	○越生町名誉町民条例 第3条 名誉町民に対し次の待遇をすることができる。 (1) 名誉町民の証として記念章を与え町の公式の式典への参列 (2) 功労金又は記念品の贈与 (3) 死亡の際における相当の弔慰 ○越生町名誉町民条例施行規則 第3条 名誉町民は、町長が賞状及び記念章を贈り、顕彰し、次の各号に掲げるものの全部又は一部を贈るものとする。 (1) 町主催の式典への招待 (2) 功労金又は記念品を贈るときは、その額を20万円以内とする。 (3) 弔慰を表す場合は、 町葬に準じて行うものとし儀式に用する費用として10万円以内を支出する。 (遺徳の顕彰) 第4条 名誉町民であつた者が死亡したときは、役場内に肖像額を掲げて遺徳を顕彰する。
滑川町	無し	無し	滑川町表彰条例(名誉町民条例無し)
嵐山町	弔慰金	無し	第5条 名誉町民に対しては、次の特典又は待遇の一部若しくは全部を与えること
小川町	無し	無し	名誉町民条例あり
川島町	無し	無し	名誉町民条例あり
吉見町	弔慰	無し	第4条 名誉町民は、次の待遇及び特典を受けることができる。

鳩山町	参考記載 弔意規程。 弔慰金の額は1万円とし、弔慰品は花輪又は花輪料1万円とする。	無し	第5条 名誉町民に、次の待遇を与えることができる。 (1) 町の公の式典への招待 (2) 記念品の贈与 (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4) その他町長が必要と認める待遇
ときがわ町	無し	無し	名誉町民条例無し
横瀬町	無し	無し	名誉町民条例あり
皆野町	無し	無し	名誉町民条例あり
長瀬町	無し	無し	名誉町民条例あり
東秩父村	無し	無し	名誉村民条例あり
美里町	無し	無し	名誉町民条例あり
神川町	無し	無し	名誉町民条例あり
上里町	弔慰	無し	第6条 名誉町民に対しては、次の待遇をすることができる。
寄居町	無し	無し	名誉町民条例あり
宮代町	無し	無し	名誉町民条例無し
杉戸町	参考記載 弔辞、 弔慰金	無し	第5条 名誉町民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 町の施設使用に対する便宜の供与 (3) 死亡の際における弔慰 (4) その他町長が必要と認められた特典又は待遇

埼玉県下の23町、1村について調査した。
公葬の規定があるのは「小鹿野町、白岡町、松伏町」の三つの町である。
名誉町民条例の制定がない町は三つの町である。
公葬の有無の調査であり弔意規程などの記載は省略した。内容は参考記載を参照されたい。
調査は下記の「埼玉県HPの関連機関へのリンク」を使用した。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/wwwlink.html>